第十六条　事業者は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により遅収加算料金、電気事業雑収益（接続検討料収益及び変更賦課金収益を除く。）及び預金利息（以下「第一次追加項目」という。）として算定された額を、第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第六条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）、他社購入送電費、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、他社販売電源料及び他社販売送電料（以下「購入販売項目」という。）、期間原価等項目のうちの使用済燃料再処理等既発電費、原子力廃止関連仮勘定償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益及び使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として第三条又は第五条の規定により算定された額並びに総電気事業報酬額（第四条第二項第一号又は同条第三項第一号の規定により算定された額をいう。以下同じ。）から電気事業報酬の額を控除した額（特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）がいる場合にあっては、零とする。以下同じ。）の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。

2　事業者は、前項の規定により送配電非関連費に整理された第一次追加項目を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一　第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合　送配電非関連固定費

二　第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合　送配電非関連可変費

三　第十条から第十四条までの規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額の第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合　非ネットワーク需要家費

3　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　前条及び前項第一号の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額	第十条から第十四条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	追加固定費
二　前条及び前項第二号の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額	第十条から第十四条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	追加可変費
三　前項第三号の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額	第十条から第十四条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの非ネットワーク需要家費の当該非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合	追加非ネットワーク需要家費

第十七条　事業者は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により事業税及び電力費振替勘定（貸方）（以下「第二次追加項目」という。）として算定された額を、第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第六条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、使用済燃料再処理等既発電費、原子力廃止関連仮勘定償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益、遅収加算料金、電気事業雑収益（接続検討料収益及び変更賦課金収益を除く。）、預金利息及び使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として第三条又は第五条の規定により算定された額、総電気事業報酬額から電気事業報酬の額を控除した額並びに託送料金算定規則第六条第二項又は旧託送料金算定規則第六条第二項の規定により算定された追加事業報酬の額（特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）がいる場合にあっては、零とする。以下同じ。）の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。

2　事業者は、前項の規定により送配電非関連費に整理された第二次追加項目を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一　第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合　送配電非関連固定費

二　第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合　送配電非関連可変費

三　第十条から前条までの規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額の第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合　非ネットワーク需要家費

3　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　前項第一号の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額	第十条から前条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	追加固定費
二　前項第二号の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額	第十条から前条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	追加可変費
三　前項第三号の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額	第十条から前条までで規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの非ネットワーク需要家費の当該非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合	追加非ネットワーク需要家費

第十八条　事業者は、送配電非関連費のうちの総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費として、第十一条から前条までの規定により整理された送配電非関連費のうちの追加固定費、追加可変費及び追加非ネットワーク需要家費の合計額を、非特定需要及び特定需要ごとに整理しなければならない。

第十九条　事業者は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、特定需要について、様式第七により送配電非関連費及び送配電関連費計算表を作成しなければならない。

一　第十条の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有非ネットワーク需要家費並びに前条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費　送配電非関連費

二　特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業等を行うために当該事業者が使用する電気（特定需要に応ずるものに限る。）に係る託送供給に要する費用に相当する額を含み、特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）がいる場合にあっては、特定需要に応ずる電気の供給に係る接続供給託送料の合計額）として、当該事業者が法第十八条第一項の認可の申請をした託送供給等約款又は当該事業者若しくは特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）が同項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に基づき算定した額　送配電関連費